

市広聴第 1014 号
平成 27 年 10 月 1 日

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生 様

横浜市長 林 文子



貴回答を受領し、さらに重ねて質問する（回答要請）について（回答）

さきに要請（平成 27 年 9 月 14 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

質問 1 について

湘南桂台地区の道路予定地については、宅地造成等規制法に定める「宅地」に該当する土地と、道路や公園などの「宅地以外」に該当する土地がありますので、「宅地」と「宅地以外」の両方が含まれています。

いずれにしても、宅地造成等規制法第 2 条では、「宅地以外」の土地にする場合は、宅地造成に該当しないものとなっています。

質問 2 について

平成 18 年度の改正についてご質問いただいたので、その改正の主な内容について情報提供しました。

質問 3 について

高速横浜環状南線は都市計画法に基づいて都市計画決定が行われた道路ですので、「都市計画法による道路」と表現しました。宅地造成等規制法第 2 条で道路が宅地から除かれていることから、今回の事業は宅地造成等規制法による規制の対象とはならないと判断しました。

質問 4 について

宅地造成等規制法の対象外となることについては、建築局宅地審査課で確認し、事業認定申請書への記載については、神奈川県県土整備局用地課に確認しています。

また、記載しないこととした理由は、貴会に平成 27 年 9 月 3 日付（市広聴第 887 号）で回答しましたが、上郷公田線工事は、宅地造成に該当せず宅地造成等規制法の対象とならないため、事業認定申請書に記載をしていません。

質問5について

上郷公田線の事業認定申請書作成に当たり、横浜環状南線事業との調整はしていません。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

建築局	宅地審査課	電話:045-671-2946	FAX:045-681-2435
道路局	事業調整課	電話:045-671-2759	FAX:045-651-2325
	建設課	電話:045-671-3556	FAX:045-663-8993